HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	戰時農業經濟の構造的變化
Author(s)	松田, 武雄
Citation	北海道帝國大學法經會法經會論叢, 11, 53-80
Issue Date	1945-02
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/10720
Type	departmental bulletin paper
File Information	11_p53-80.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

戰時農業經濟の構造的變化

松田武雄

一、基礎構造の變化

戰爭の進展と共に、國民の益々廣範圍に對し、生活の愈々各分野に亘り、國防と言ふ國家目的へ向つての集中化が、更に一層高度に要請せらるゝ事は當然にして、今や戰局の重大化に伴ひ、國民の總てが、生活の凡ゆる分野を擧げて、皇國護持の一點に結集す可き秋は來たのである。日常經濟生活に於ける經濟活動の指導原理としての價値理念も、平時に於けるが如く、家庭經濟的功用を基礎とせる、個人價値の優位性は許されずして、國家價値の優位性への轉回を必須とする。玆に個人價値より國家價値へと言ふ、行動原理の轉換が行はれなくてはならぬのである。著者は現下の戰時經濟に於ける最も根本的な構造的變化を、斯かる價値轉換の過程の中に把握せんとするものである。

抑々經濟活動は個人の生活欲求を動因とし、この生活欲求とその充足手段たる財との間には功用と言ふ關係が存在し、この功用に對する認識が、個人の主觀的價値判斷を成立せしめ、その個人の主觀的價値判斷に基いて、經濟活動が組織せられ、この經濟活動の組織が經濟を構成すると觀ずるのが、現代經濟學の通說となつてゐるのである。(註)

（註）高田保馬—經濟學概論　一頁及十七—二〇頁
舞出長五郎—理論經濟學概要　二—三頁　十七—二三頁
中山伊知郎—經濟學一般理論　四—七頁　純粹經濟學　三四—四一頁

此學說は個人の家庭經濟的欲求を基礎として展開せられたる理論にして、夙に限界功用學派により完成せられ平時に於ける個人の日常經濟生活一般を、巧みに理論的に說明する、極めて有効なる學說たる事は、誰人も否定し得ない所であらう。蓋し斯かる學說の妥當性は、封建制の崩壞により、個人は自らの責任に於いて、自己及家族の生活を確保し、產業活動も亦、個人の危險に於いて、運營する所の、經濟個人主義體制の成立を前提とするものである。（註）

（註）舞出長五郎—前揭書　一二七—一五九頁

更に斯かる經濟體制の成立を可能ならしめる前提としては、財產の確保、契約の確實を保障する所の法的秩序の確立があり、尙ほ進んで、斯かる法的秩序の確立を、表裏一體の關係に於いて支持する所の前提としては、國民敎育の普及と、個人生活に於ける倫理思想の培養者としての、近代的宗敎の發達を特に重視しなくてはならないであらう。經濟個人主義體制と言へば、私利私慾のみに立つものの如くに、誤り解せられ易いが、マックス・ウエーバーの「プロテスタント倫理思想と資本主義精神」に於ける說明を俟つ迄もなく、良心と誠實と勤勉の道德的基盤の上に、初めて可能となり來つたものなのである。

斯くて個人主義經濟體制は、國家生活の歷史的發展に伴つて形成せられ、社會生活の秩序の下に成立せるものに外ならないのである。然らば國家社會生活に大なる變革が齎らされるならば、その基盤の上に形成成立せられたる、經濟體制も亦大なる影響を免れ難く、更にその經濟體制を根據とせる、經濟學說も亦其影響を受く可きは論理の必然と言はなくてはならない。著者は輓近に於ける經濟學の論爭、特に在來の經濟學說に對する批判や政

治經濟學提唱の直接原因を、茲に看んとするものである。（註）

（註）大熊信行―政治經濟學の問題及び國家科學への道
酒枝義旗―構成體論的經濟學
宮田喜代藏―國家經濟學の立場
これに對しては在來の學說の立場よりする高田保馬、中山伊知郎氏等の再批判を看過してはならぬ事は言ふ迄もない。

憶ふに個人主義經濟體制が、國家社會全體の需要を繼續的に充足すると言ふ、國民經濟的機能を十分に營み得るが爲めには、完全なる競爭の存在を前提とするのである。完全競爭が存在するためには、需要の彈力性は無限大でなくてはならない。需要の彈力性が無限に大なる爲めには、廣大なる市場が存在しなくてはならない。即ち各生產者が、他の生產者よりも、少しでも優良なる商品を、少しでも廉價に供給するならば、無限にその販路を擴張し得らるゝと共に、その反對はこれと全く逆の結果を生ずるのでなくてはならぬのである。完全競爭は同一產業內に於いて、斯かる淘汰作用を營むと共に、他面產業活動全體に對しては、供給過剩部門に於いては損失を齎らし、供給過少部門に於いては利潤を生ぜしめる事によつて、產業全體としての需給の均衡調節を維持する機能を營むのである。換言すれば經濟個人主義體制の國民經濟的妥當性は、各々の個人經濟が全體の國民經濟に對し、恰かも細胞が之によつて構成せられる身體に對するが如き、關係に於いて存在する事を前提とするのである。個々の個人經濟は、それ自體としては、何等の影響を國民經濟に對して及ぼす事が出來ず、その綜合的組織として、全體の國民經濟の構成部分を形成するに過ぎざるものでなくてはならないのである。數學的表現を用ふるならば、微分と積分の關係にあらねばならぬのである。

尙ほ此の經濟個人主義體制が、國民經濟的機能を發揮する爲めには、國民經濟的目的に合致せる場合に對して報償の與へられる丈けでは足りないのであつて、國民經濟的目的に背馳せる場合に對しては、必罰を免れ得ない

ものでなくてはならぬのである。斯かる經濟自體の自己調節作用の營まれる條件としては、需要の側に於いて、市場狀況に通曉し、最も賢明にして、最も合理的な判斷を、凡ゆる場合について常に行ひ得る事と、供給の側に於いて、凡ゆる生産手段の流動性が、常に百パーセントに行はれ得るか、然らざれば未稼動部分が十分豐富に存在しなくてはならぬのである。斯く觀じ來れば、經濟個人主義體制そのものの中に、既に多くの國民經濟的機能障碍の楔機を包藏せる事が理解せられるのである。從つて斯かる經濟體制の發展過程は、同時に集團的國家的統制の發展過程によつて、裏付けられ又補足せられざるを得ないのである。(註)

(註)　拙著—經濟新秩序の發展(法經會論叢第九輯)

斯く觀じ來れば、現代總力戰下に於いて、特に戰局の現段階にあつては、經濟活動の凡ゆる領域に亘つて、完全競爭は行はれ難く、必罰の効果は期待し難きを以て、凡ゆる統制網を整備し得たりとするも、經濟個人主義體制のロジツクを以て一貫せんとする限り、國民經濟的目的を、持續的に十分に實現し行く事は、至難の業と言はざるを得ない。(註)

(註)　東畑精一教授は平時たると戰時たるを問はず同一の經濟ロジツクが一貫すとの見解に立つを以て統制の擴大强化に伴ひ所謂閣行爲は一層激化す可きを以て民を網するが如き結果となる事を憂ふるのである。

東畑精一—日本農業の課題　第四編　戰時農政の課題

茲に於いて經濟の進む可き道は自ら明らかなる如く只一途あるのみにして、其根底をなせる經濟活動の形成原理たる價値理念に於いて、個人價値より國家價値へと言ふ、價値の轉回が必須とせられるのである。斯かる行動原理の要請は、米英的國柄に於いては、或はナンセンスとして冷笑せられ、或はユートピアとして排り去られるかも知れないのであるが、我國體の下にあつては、何等の新奇をも含むものではないのである。(註)

(註)　難波田春雄—國家と經濟

上御一人の下に、すべてが歸一し奉ると言ふ、皇國民本來の心に立返り、之を日常經濟活動の凡ゆる部面に迄徹底的に奉行する事に外ならぬのである。この心は、吾等の祖宗により世々受繼がれ來りし所にして、皇國の安危に方りては、燦として其精華を發揮し來つたのである。今や現存の法律も制度も組織も、斯かる皇民精神の高揚なくしては、其眞價を發揮し難く、特に刻下の緊迫せる時局に於ける、國家の經濟に對する要請は、これなくしては到底充足し得ないのである。

二、勞働構造の變化

現代流通經濟の發達は、社會的分業の進展と表裏一體の關係に立ち、自己生產より社會生產へと移行した。鑛業・工業・商業・交通業・公務自由業、家事使用人等に於ける、從業者の經濟活動は、殆んど完全に、他の者の需要充足の爲めに營まれる。換言すれば、生產結果の供出率は百パーセントである。然るに農林業、水產業に於ける、その重要なる部分を構成する零細生產者にあつては、彼等の經濟活動の大部分は、自家の需要充足に向けられる。換言すれば、多分に自己生產を殘存せしめ、生產結果の供出率は五十パーセントに充たない。(註)

(註) 茲では單に農業のみにつき價格關係より見て昭和十五年農業總生產價格六十三億萬圓中約三十億萬圓が商品として市場に出廻りたるものとして概算したのである。實物としてはこの比率は更に小となるであらう。

假りに農業生產の凡べてが食糧生產なりと假定し、食糧消費に差なきものとせば、一人の農業者は、自己以外に一人の他の業者を養ひ得るに過ぎない事となるであらう。從つて食糧自給體制下に於いては、全產業人口の五割を、農業者を以て占めざるを得ない事となるわけである。現に內閣統計局資料に依れば、昭和五年、日本內地の職業別人口の割合は農林業四七・七%、水產業一・八%、鑛業〇・八%、工業一九・二%、商業一五・一%、交通業三・七%、公務自由業六・九%、家事使用人二・六%、其他共計一〇〇%となつてゐるのである。外地米其他の

移輸入が比較的容易なりし當時に於いて、既に五割に近い數字を示してゐた事は、斯かる推定の必ずしも失當ならざるを物語るものと言へよう。

さて支那事變以後の實情に關しては、昭和十五年までは、農林省發表の農事統計表に據りて、此間の推移を察知し得るに止まるのである。

	A 總戸數	B 農業戸數	B/A %
昭和十一年	一二、九三三、四八一	五、五九七、四六五	四三・一
同　十二年	一三、三三〇、八五〇	五、五七四、八七九	四二・一
同　十三年	一三、四〇六、五七三	五、五一九、四八〇	四一・三
同　十四年	一三、五九三、一八八	五、四九一、八三八	四〇・四
同　十五年	一三、七三九、九六五	五、四七九、五七一	三九・九

本表に據れば昭和十一年末より同十五年末の四ケ年間に、總戸數に於いては八〇七、四八四戸を增加したるに對し、農家戸數は一一七、八九四戸を減少し、農家戸數の總戸數に對する割合は三・二%の減少を示してゐるのである。即ち從來若しも一戸の農家が、自家の外に一戸の農家以外のものを養ひゐたりとせば、一戸當りの農家の生産力に於いて變化なく、又農家自身の消費に於いても變化なき限り從來一戸を養ひし同一食糧を以て、一戸半の農家以外のものが養はれなくてはならぬ事となり、農家以外のものの食糧は、他の補給なき限り約三割の減少を見なくてはならぬのである。

尙ほ支那事變當初の四ケ年間に、十二萬戸に近き農家が、一家を擧げて離農したと言ふ事は、約六十萬に及ぶ人口構造の變化を意味するものにして、國民經濟に及ぼす影響は決して僅少ではあり得ないであらう。國勢調査によれば、農村人口は、昭和十年に於いて、四六、五八七、八四一人たりしものが、昭和十五年に於いて、四五、五三六、七六九人となり、約百萬に近い減少を示してゐるのである。勿論農村人口中には、農家人口以外のもの

も含まれるのであるが、前表と對比して、農業勞働力の構造に於いて著るしい變化を生じた事は、推知するに難くないのである。

更に農林省調査によれば、昭和十四年二月乃至同十六年二月の二ヶ年間に於ける、農業人口の農業外流出の年齢別指數は、一五歳以下四・五%、一六歳—三五歳八〇・七%、三六歳—六〇歳一三・七%、六〇歳以上一・一%にして一六歳乃至三五歳の、最も重要なる働き盛りの年齢層が約八割を占め、次いで、三六歳—六〇歳の年齢層が約二割四分を占め、基幹勞働力の流出が、殆んどその大部分の約九割五分を占めてゐるのである。

尙ほ、厚生省勞働局調によれば、工場鑛山等勞働者數は

	工場勞働者(單位千人)	鑛山勞働者(單位千人)
昭和十一年末	三、〇七六	三二〇
同　十二年末	三、四〇七	三六六
同　十三年末	三、八五五	四三六
同　十四年末	四、四〇一	四九四
同　十五年末	四、六八六	五四五

本表によれば、昭和十一年末より同十五年末の四ヶ年間に、工場勞働者數は百六十一萬人を增加し、鑛山勞働者數は二十一萬五千人を增加し、計百八十二萬五千人の增加を示してゐるのである。この中には學校卒業者が每年相當數に上ること、商業等の他の都市産業部門よりの轉業者、女子の進出、又特に鑛山勞働に關しては半島人の參加等も看過し得ない所ではあるが、農業勞働力の流出によつて占められる部分の極めて大なる事は、申す迄もない所であらう。

勿論此外に、應召により、國防の第一線に勇躍出動せる所の男子靑壯年の多數を農村より出し、其結果として農業勞働力の構造に、一時的又は恒久的變化を齎らせる事は、周知の事實である。

斯くして、我國農業勞働の構成は、全體として見れば、勞働力はその數に於いて、絶對的に且つ急激に縮少したと同時に、勞働力の構成に於いても、女子の比重を增加し、特に老年層の女子の比重を顯著に增加し、男子の比重を減少し、特に青壯年層の男子の比重を顯著に減少し、老年層に於いて少しく增加したのである。他の條件に變化なき限り、我國現下の農業生産は、その最も重要なる勞働の量の部面に於いて、絶體的にも相對的にも憂慮す可き狀勢を辿るものと言はなくてはならない。然し乍ら、此事は他面に於いて、戰時食糧自給體制を維持し得る限りは、農業の緊急國防産業に對する、勞働力の供出力を示すものにして、農業は商業と共に、勞働部門に於いて、顯著なる彈力性を保有せるものなりし事が理解せられなくてはならない。

然るに今や、農業勞働力の流出を從來のまゝに放置するならば、國內食糧自給體制の維持は困難になると認められるやうになり、昭和十七年一月十日以降、總動員法第八條にもとづく所の、農業生産統制令の實施により、耕作面積三反歩以上、一年の農業勞働日數九十日以上にして、而かも總稼働日數の半以上を占める農業者は、一定期間以上農業を離脱する場合には、地元市町村農會長の承認を要する事となつたのである。然し乍ら此事によつて、總動員法による重罰に處せられたる者を、著者は寡聞にして聞かないのであるが、恐らくそれは、地元農會長によつて不許可と決定せられたる者の皆無に近かりしと、事前に許可の手續を怠りし、善意の者を追求せざりしに由るものと推測せられるのである。斯く團體統制による効果の極めて消極的なる事が認められるに至つたので、政府は昭和十八年十二月二十八日、食糧自給態勢强化對策要綱を閣議によつて決定し、その中に戰時農業要員の指定を行ふ旨を明かにしたのである。次いで本年二月十日の總動員審議會に於いて、農業生産統制令の改正を行ひ、さきに離農統制をうけたものと、同一資格を有する農業者は、農業要員として指定し得ることとなり從來農業團體によつて行はれた離農統制は、行政官廳によつて行はれることになつたのである。

斯かる制度の確立は、農業生産に及ぼす影響を無視して行はるゝ所の、他の産業よりの農業勞働力供出の要求

を抑制し、それによつて農業生産の確保を圖ると言ふ、國民經濟的見地より見たる農業生産の防衛には極めて有効なるものと考へられるのであるが、農業部内に於いて、勞働力を、より一層生産力高き立地と結合せしむる事によつて、生産の增大を圖らしむるとか、又は、勞働力が、同一市町村内に於ける、一層生産力の低き立地に移動する事を防止すると言ふが如き効果を、直接に期待する事は困難である。更に農業要員の指定は、地元部落會長の申請を、地元市町村長を通して、上級行政官廳により行はるゝのであるが、部落會長と部落民とは、多くの場合、團栗の背競べ的實情にあるを以て、地元市町村長も亦、狹き地方的識見を出でざる場合ありとすれば、徵用逃れのための農業要員指定の如き、時局下あるまじき事の生ずる虞れの、全然なきを保し難いのである。勿論農業要員たり得る者の資格は、耕作面積と農業勞働日數竝に總稼働日數に對する農業勞働日數の比率によつて、一應客觀的に規定せられてゐるのであるが、農村殊に本道の實情を知る者にとりては、斯かる決定は技術的にも社會的にも、極めて彈力性のある場合の存する事を認めざるを得ないのである。

農業要員の指定が、單なる離農防止を目的とし、農業人口の維持增進にある場合は別である。尤も斯かる政策も、國家の人口政策の見地より、長期に亘る所の政策原理として、重視す可きは當然である。(註)

(註) 拙著―輓近に於ける國民經濟の動向を論じ我國零細農の將來に及ぶ(第三論第三部參照)

然るに今や敵米英は、尨大なる物量を恃んで、我國に時を稼がす可からずとなし決戰を逼り來れる、刻下の戰局にありては、我國も亦、急速なる備へを以て、彼等を擊碎しなくてはならぬのである。然らば農業に於いても國防のための戰力急速增强に對し、必要不可欠なる、農業生産確保のため、最小限度の勞働力を以て方らなければならぬのである。勿論此事は他の産業に於ても同一であるが、農業要員の指定は、國家の國防需要の立場よりする所の國民勞働力の適正配分を目標とするものでなくてはならない。

尙ほ農業勞働の構造的變化に對應して、農家に殘存せる勞働の强化が行はれたやうである。即ち家族勞働の時

間的延長が、最も一般的に行はれたものと思はれる。一定時間内の作業激度の增大は、農業では行はれる餘地が乏しいやうである。農林省の實情調査によれば、昭和十三年の春の農繁期に於ける一日當りの勞働時間は、前年の同期に比べて、水稻植付期に於いては四十七分、麥刈入期に於いては三十二分の延長を示し、その方法としては、早起によるもの最も多く、休憩時間の短縮と切上げ時間の遲延によるものが、これに次ぐとの事である。而して作業時間の延長も、殊に農繁期に於いては、從來既に最長限度に近く延長せられ來つてゐるので、その可能性は比較的乏しいのである。

農家の勞働時間に對して、逆の影響を及ぼすものは、農作業以外の所要時間が、著るしく增大した事と、それらの所要時間が、農作と無關係に要求せられるため、殊に農作業の妨げとなる場合の些くない事である。部落の仕事、配給物受取の仕事等に關するもの之れである。惟ふに、都市に於いて特にさうであつたのであるが、戰前の國民消費生活程、購買力を有する者にとつて、自由なるものはなかつたのである。それは不知不識の間に、生活消費に於ける放恣性の慣習を養成し來つた事を否定し得ないのである。戰時生活下の國家的立場よりする所の消費規制が、此因習打破の効果ありし事を看過し得ないのである。刻下の狀勢に於いては、益々その簡素化と、徹底せる合理化が要請せられる。それによつて、農業勞働力の確保を圖り得る餘地は極めて大なるものの存する事を忘れてはならない。敵米英に於いてさへ、農業勞働は女子勞働に移りつゝあるのである。戰場に於いてさへ女子兵員の參加を增大する世界の趨勢にあるのである。工業部門に於いては、我國も既に多數女子の參加を示してゐるのである。而して農業は最も女子の職場に適せるものにして、牛馬を用ふる耕作も、用具の僅少なる改善と習熟により、殆んど何等の困難なくして女子を以て、十分能率的に行はしめ得るものである。從來の男子の農業教育機關は、速かに女子にも開放し、女子の農業教育機關の擴充を圖る可きであらう。差方り、地方農村の高等科女子國民學校、高等女學校、其他實科女學校、技藝學校等は、農業教育機關に改變す可きであらう。斯くし

て、農業勞働の基幹は青壯年の女子を以て充つ可きであらう。此事は長期の人口政策にも合致するものと思はれるのである。

農業に於ける、女子勞働力比重の增大は、女子の家庭勞働の合理化によつて、裏付けられなくてはならぬのである。玆に農村託兒所や共同炊事等の重要性が存するのである。共同炊事や農村託兒所の施設は、系統農會、產業組合、大日本靑少年團等の民間諸團體の協力と、農林省の普及奬勵の下に、逐年目醒しき發展を示し、最近では、全部落農業團體の數を、約二十萬とすれば、その四分の一は共同炊事を行ひ、その五分の一は託兒所を設けてゐるものと認められ、全國約一萬町村とすれば、一町村當り五ケ所に共同炊事が行はれ、四ケ所に託兒所が設けられてゐる事となるのである。(註)

(註) 井上正勝—食糧增產と共同炊事・託兒所(農政第五卷第六號)

斯かる施設は、農繁期に於ける、農家の炊事ならびに育兒のために費される、農家の女子勞働力を、農業生產に集中せしむる事を可能ならしむると共に、肉體消耗の甚しい農繁期に於いて、適切にして低廉なる榮養食を供給し、勞働力の維持增進を圖り、乳幼兒に對する十分なる配慮の行はれ難き農繁期に於て屢々生ずる所の、疾病災害を防止して、次代勞働力の保護育成に役立つのである。殊に、共同作業や勤勞奉仕の受入農家は、炊事、買出し、家事勞働のため、自家の女子勞働を以て尙ほ足らざる場合些からず、長期の泊込み勤勞奉仕受入の場合は一家擧げて、斯かる仕事に忙殺せられ、主婦は倒れて了ひ、肝心の農業生產は、未熟練の來援者に委ねられるか、來援者は農業生產よりも、食糧買出しに走り廻るが如き弊も、時としては生ずるのであつて、共同炊事によるか、農家の家事勞働に對する、適切なる、勤勞奉仕を併行せしむる必要の痛感せらるゝ場合、些しとせざる實情にあるのである。然し乍ら、斯かゝる弊害も、その根本に遡れば、平時的生活慣習の殘存に發する所些しとせず、その改善の急務なる事が痛感せられるのである。そのためには受入側と共に、奉仕側に對する訓練を緊急とするも

のと考へられる

農業勞働の構造的變化に伴つて、最近顯著なる發達を示せるものは、共同作業であらう。農村に於ける共同作業は「ゆひ」や「手間返し」等の形態に於いて、從來より慣行せられ來つた所のものである。「ゆひ」と「手間返し」の異同や、夫等と共同作業との關連については、研究す可き問題を含む。(註)

(註)「ゆひ」に關しては、早川孝太郎—農事慣習に於ける個人勞力の社會性—ユヒの問題に關聯して—(民族學研究第三卷第二號)

小池基之—日本農業構造論等の示唆に富める研究がある。

しかし玆では、戰時下農村勞働力の流出に對應して發展し來れる、農業勞働組織に於ける構造的變化の一環として摘出すれば足りるのである。元來農村に於ける勞力の調整は、地主小作、親類緣者、近隣等の間に於いて、勞力不足の場合に、手傳ひによつて行はれ來つたものである。それは勞働力に比較的餘裕を有する農家から、勞働力の比較的乏しい農家へ勞働力を提供する事であつて、これは次に取扱ふ所の、勤勞奉仕の系統に屬するものであるが、農作業の性質上、多くは作業を共同して行ふものなるが故に、その意味に於いて共同作業に包含せられ得るのである。然し乍ら此外に、農繁期に於ける作業、殊に、苗代、田植、除草、播種、收穫、病蟲害防除、サイロ切込、脫穀調製、運搬、放牧、農器具の使用等は共同に行ふを便とし、又勞働能率を增進せしむる作業が些くないのであつて、此勞働部門に於いて本來の共同作業が要請せられるのである。單位は部落にして、部落小なる場合は、必要に應じて、隣接部落と提携し、大なる場合は、數個の班に分れて行はれるのである。

政府は農村勞力調整上共同作業の重要性を認め、昭和十二年以來系統農會を通じて、その普及奬勵に努めたる結果、農林省の報告にも見られる通り、共同作業實施組合數は、顯著なる增加を示し來つた。(註)

(註)農林省—農林年報(昭和十八年版)

勤勞奉仕は既に一言せる如く、農家に於いて喪失せる勞働力を、外部より補充する事によつて、農業生産を確保せんとするものであつて、勞働力の代替又は再配置に外ならない。當初は應召農家に對し、地元の銃後奉公會が勤勞奉仕班を組織し應援に赴いたのであるが、準備や計畫や組織に欠ける所があつたため、實情に副はざるものがあつて、却つて逆効果を生ぜしむるやうな場合も些くなかつたのである。そこで勤勞奉仕班は原則として、農家組合内に設くる事とし、組合内に於ける應召農家については、豫め勞働力不足の實情を調査し、必要に應じて、組合長は部落の青年團や青年學校の生徒は勿論、他の部落からの一般農家の勤勞奉仕をも仰ぎ得る事になつたのである。

戰爭の長期化に伴ひ、應召農家のみならず、爾餘の農家も亦、勞働力の欠乏に惱む事となりしを以て、勤勞奉仕は一般農家に對しても行はれるやうになつた。青少年學徒及び一般農家の集團的勤勞奉仕も、斯かる狀勢下に於いて益々大規模且つ計畫的に實施せられる事となり、昭和十八年春の農繁期に於ける、學徒及非農家の勤勞動員は、延四千萬人に上つたと稱せられてゐるのである。

學徒の食糧增産に對する動員態勢は、昭和十八年六月二十五日に閣議決定せられたる、學徒戰時動員體制確立要綱によつて、一段と强化せられ、現に多數の學徒が、農村に於いて、或は集團的に、或は各農家に分宿し、農繁期を通じて、援農作業に從事しつゝあるのである。

更に、都市に於ける非農家の動員に關しては、大政翼賛會が中心となり、翼賛壯年團、商業報國會、青少年團、婦人會等の團體に於いて勤勞報國隊を結成し、報國農場に於ける作業及び農家の應援に多數動員せられてゐるのである。

學徒の勤勞動員は、戰局の緊迫化に伴ひ、國防特に防空要員の補足や、軍需工業部門への要求が、益々增大するであらう。援農學徒は農業學校系統のみに限られる傾向にあり、その數も益々多きを期し難きものと考ふ可き

ではないであらうか。

尙ほ、學徒援農部隊の農村配置に方りては、指導敎官や、學徒中の指導者の影響は極めて大であり、從つて其任務は極めて重いのである。援農の國家目的を體認し、之を實踐するの士である事が望ましいのである。學徒と受入農家の間に紛擾を生じ、援農の成果を擧げ得ない場合の多くは、罪の一半はたしかに農家側にも存するのであるが、指導敎官にその人を得ない事にも因るやうである。更に來着以前に學校側と、農家側との十分な打合せの行はるゝ事が望ましいのである。學校側の方針と、農家側の希望に關し、要すれば地元農業會をも參加せしめ豫め十分なる了解を行はしめ度きものである。

都市非農家の動員に關しては、一率に町內會へ人員の割當を行ひ、町內會は各戶順番に引受けしめるの外なき實情にあるやうである。

都市に於いても、斯かる援農勞働力は益々乏しくなるものと考ふ可きであらう。要すれば、町內會への分散割當よりも、官廳なり、銀行なり、會社なり、商店なりを、數日間閉鎖して、援農に全員又は大多數を出動せしむるが如き、集中動員の方途をも考慮す可きであらう。

地元農業會が、その事務員の多數を擧げ、技術員の指導の下に、各農家を巡回援農せる試みは、極めて成功的であつた。一面に於いて、實地の技術指導ともなり、率先垂範ともなつたやうである。尙ほ其際作柄や作付面積を現地について調査し、生產、供出の豫測を行ひ、次年の生產計畫に對する確固たる資料の蒐集に役立たしめ度きものと考へられた。農業の外部よりの、勞働力の流入による所の、勤勞奉仕は、農業外に於ける、勞働力需要度の高騰を、本來の原因として、農業勞働力が、流出し去りたるものを、動員によつて、一時的に補塡せんとするものなるが故に、臨時的又は應急的處置に止まり、時局下その將來に期待し得可き所は、極めて乏しい事は言ふ迄もない。

そこで、次は、農業部内に於ける、勞働力の機動化によつて、これに對處せんとするものに、食糧增産隊と、集團移働勞働とが存するのである。食糧增産隊は、第一次食糧增産應急對策に基いて編成せられたるものにして長期の出動により、自家の農業經營に對し、重大なる影響を及ぼすことなき、十七歳より二十五歳までの、男子を以て隊員となし、內原訓練所に於いて訓練を受けしめ、必要に應じて、隨時に隨處に向つて出動せしめんとするのである。昭和十八年には其數四千名にして、道府縣に五十名單位の食糧增産隊一乃至二が配置せられる事となり、七月に編成を了り、八月より內原訓練所に於いて訓練を受け、各地方に歸つて、農業報國聯盟地方支部長の指導下に入り、農耕、土地改良等に對し、農村中堅の精鋭部隊として活動したのである。

本年は、其數を全國三萬名に增加し、隊員の年齡を變改して、十四歳より十九歳までの男子となし、農家の後繼者たる者を原則として詮衡採用する事となつたのである。本道に於いては、特に農兵隊と呼ばれ、今春以來、帶廣を初め各地に於いて、集團的訓練を受けつゝ、土地改良等に活躍しつゝあるのである。

尙ほ、これとは別箇に、市町村每に、四十名乃至五十名の增産隊を編成し、これを市町村內に常置せしめて、町村內の勞力調整に向つて、隨時隨所に派遣せしめ得るものを設ける事となつてゐるのである。

第一次の食糧增産隊は、年齡の關係上、應召によつてこれを維持する事難く、十七歳以上と言へば、既に初等科國民學校終了後、數年を經たる者にして、自家の農業經營に重大なる影響を及ぼす事なくして、長期出動の可能なる者の殘存する場合は寧ろ例外にして、欠員の補充も行はれ難いのである。又道府縣に、五十名又は百名を存置する事は、第一次の中核體養成の着手としては、止むを得ざるものがあつたのであらうが、量としての力を發揮する事を期待し難いのである。從つて本年度の改編は、極めて至當の處置と考へられる。然し本道の如き、農村勞働力の逼迫せる事情の下にあつては、此の年齡層の者を計畫數集むる事自體が極めて困難にして、編成に當り一段と工夫努力を必要とするものがあるのである。一方斯かる實情にある事自體が、斯くの如き勤勞組織の

緊急性を實證するものであると考へられるのである。從つて市町村毎の增產隊の如きも、本道に於いては未だ、廣く整備せらるゝに至つてゐないであらう。府縣によりては計畫數を遙かに超ゆる應募者の存する所もあるのであるから、之等を適切なる計畫の下に、近隣道府縣の足らざる所を補はしむるやうな方向に導く必要もあるであらう。

次は、農家自體を以て構成する集團移動勞働である。これは、前述せる共同作業の機動化とも見られるものにして、各地域間の農繁期に於ける時差に應じて、農業者の集團的移動を行ひ、勞力調整に方らんとするものである。本道は道を單位として、畜力及農機具をも一體とせる、農業機甲部隊の計畫が着々進められてゐるやうであるが、その機能に對し大なる期待がかけられてゐるのである。之には、道府縣間、支廳又は郡間、町村間の移動組織網の整備が要請せられるのである。

農家の集團移動作業は、從來に於いても、出稼の形態を以て局地的には、慣行せられ來つてゐたのであるが、昭和十四年以來、政府は全國的に之が整備を圖る事となり、十名を單位とする移動班を編成し、組織的、計畫的に移動せしむる事としたのである。出動も受入も各町村の勞力調整計畫に基いて行はしめるのである。府縣に於いても、最近移動畜耕班の增加が認められると言ふ事である。

以上は戰時農業經濟の最も重要なる根幹を構成する所の勞働に關し、その一般的構造の變動と、これに對應して展開せられ來つた所の、その組織的構造の變化の大要である。之を現下の重大化せる戰局下に於ける、國民經濟に對する國家的要請の立場より考察するならば次の如き問題面に特に注意が拂はれなくてはならぬものと考へられる。農業の任務は、國防に不可欠な、食糧と軍需の生產供出に存するのであつて、兼ねて此任務を最少限度の勞働力を以て完遂し、出來得る限り多量の勞働力を、他の國防產業に供出するにある。食糧作物と軍需作物の絕體必要量は、農業生產力の實體を大觀して、最高戰爭指導會議の如き、最高機關によつて決定せらるゝ事が望

ましいであらう。

蓋し兩者共多々益々辨ずるものなるが故に、要求機關を異にする場合に於いては、最も合目的的な決定は困難となるの虞あるが故である。尤も農業生産力の實體を、最もよく把握せるものは農商省なるが故に、國務と作戰を分離せる、小磯内閣の下にあつては、農商省内に於いて、最も適切なる決定が比較的圓滑に行はれ得るかも知れない。

農作物の絶體必需數量が確定したならば、そのために必要とする、農業勞働力の絶體確保が行はれなくてはならない。現下の戰局に於いては、これを男子青壯年のみに求める事は望まれないであらう。從て之を出來得る限り急速に、女子を以て代置せしめる事が望ましいのである。然し乍ら此間、生産の絶體必要量の確保を遂行せねばならぬのであるから、食糧確保のためには、例へば米穀五石或は十石以上又はこれに相當する生産物を毎年供出し來れる農家と云ふが如くに、最低の限界を設けこれを戰時特別農家と定め、該當農家に於いても自ら五ケ年以上耕作の主體として農業に從事し來れる者にして、他に代替し得る、男子家族勞働現存せず、其他の家族稼働勞働人員も成人に換算して三人以内と云ふが如き制限を、生産の絶體確保の見地より規定し、その資格審査は、地元のみに委せず、上級行政官廳の直接責任の下に行ひ、斯かる條件にある、男子に對しては農兵の資格を與へ少くとも、一農耕期間を限り男子青壯年にして假令他の國防要員に該當せる場合に於いても、緊急臨時措置として、その絶體確保を考慮せねばならぬやうになるかも知れない。

翻つて農業の實情を見るに、樂觀は許されないが、農業生産部面に於ける彈力性は、刻下の事態に於いても尙ほ相當に殘存し、農業勞働力部面に於いても合理化の餘地は諸方面に發見せられ得るのである。從つて先づ、現存勞働力の合理的活用を徹底的に遂行す可きである。上來觀察し來つた所の、勞働組織に於ける構造の變化も、要するに合理化の方向を辿るものにして、勞働力の稀少性を增大するに從つて、その高度の利用が要請せられる

事は當然である。然るに之れに對應する處置の根幹は、個別農家に殘存する過剩遊休の勞働力部分の動員を出でない。勿論これは第一段階の處置として妥當なるは論を俟たぬ所であるが、これのみを以てしては、個別農家の勞働力利用の合理化を達成し得るに過ぎない。勞働强化と云ひ、共同作業と云ひ、食糧增産隊と云ひ、集團移動勞働と云ひ、何れもその範疇を出でず、都市非農家の動員や學徒動員の參加も、要するに現存農家の勞力不足を補充緩和するものに外ならない。

然るに戰局の重大化は、個別農家の經營的見地を超えた、國民經濟的見地に立てる、勞働力利用の合理化に進む可き、第二の段階に到達せる事を告げてゐるものと考へられる。それは殆かも、都市産業に於ける企業整備の段階の如きものにして、農業に於ける勞働力の調整を、從來の如く凡ての農家に對して、平等均霑主義を以て行ふのではなく、生産的効果を基準として、重點的に、或は集中的に行ふ可き、段階に入つたと思はれるのである。政府の施策も、勤勞奉仕、共同作業から、一歩を進めて、食糧增産隊、集團移動勞働と、農業勞働そのものに、機動性を持たしめる迄に進んだ事は、假令此機動勞働力の構成が、前者は個々の農家の過剩的勞働力に、又後者はその餘剩的勞働力によるものであり、出動、受入が各町村の勞力調整計畫と言ふが如き、狹小なる基礎に立つものとは言へ、徐々に、農業勞働力の重點的集中調整に至る可き、機構を整備するものであつて、その農政的意義は、極めて大なるものがあるのである。

斯くて、先づ第一に、勤勞奉仕は、前述せるが如き、勞力絶體確保の要ある、戰時特別農家に對してのみ、その所要に適合せる、量と質と時期に於いて行ふに止め、猶ほ餘裕ある場合は、報國農場等に之を集中す可きである。刻下の狀勢に於いて、其將來を期待し難き、斯かる勞働力に對し、低位生産農家をして、便々として依存せしむる事は、彼等自體の勞働力の合理的利用をも阻むのである。

次に食糧增産隊及び集團移動勞働は、少くとも地方行政協議會の範圍に於いて機動計畫を樹立策定し、之れも

亦、一定の生産條件を備へたる農家及び立地を限度として、その重點的及び集中的活用を圖る可きである。

抑々農業生産の增大は、集約化と粗放化の二つの方向に於いて行はれるものであるが、先づ集約化行はれて、然る後に粗放化に轉移する事によつて得られる。戰時經濟に於いては、國防的見地より、分散を要する工業生産は別として、農業にあつては、この順序は、內部經濟の見地より見ても、外部經濟の見地より見ても、特に重要となるものである。從つて、最も重要なる生産要素たる勞働力の、縮減に方りては、先づ以て集約圈を構成する最も生産力高き立地及經營に對する、集中的及重點的調整が行はれなくてはならぬのである。

更に、斯かる段階にあつても、農業に對して都市産業に對するが如き轉廢業は要請せらる可きものではないであらう。蓋し低位生産農家たる所謂飯米農家、食糧依存農家と雖も、自家食糧の重要部分を自給する事によつて國家の食糧自給體制に對し、消極的に貢献しつゝあるが故である。特に之等零細農の數が極めて尨大なる現狀に於いて、彼等が食糧の全部を他に依存せねばならぬ人口に轉化するならば、食糧自給體制は忽ち破局に頻する虞あるが故である。たゞ機動に充つべき農業勞働力は、之等農家より、一定資格を備へたるものを徵用し、以て勞働力の合理化を圖ると共に、之等の農家を移す事によりて、戰時特別農家を構成せしめ得る、農地の存在せる場合に於いては、その農地に對しては必要ある場合は農地管理令を適用し、之等農家を移動せしむる事によりて、勞働力の合理化を圖る可きであらう。

農村は言ふ迄もなく、互ひに相依り相助けて成立せるものなるが故に、之等の農家も亦、共同作業等に參加し地元の農業生産に貢献しつゝあるのが常態にして、特に臨時に利用せられる、日雇勞働の源泉として地元農家にとり、重寶視せられる。從つて地元町村の勞力調整計畫の立場よりしては、現狀維持に終始しその最も高度の生産性を發揮せしむるが如き合理化は行はれ難いのである。

最少限度の勞働力を以て、最高限度の生産力を發揮せしむる爲めには、勞働手段との適切なる結合に因る可き

事は言を俟たぬ所である。然し乍ら刻下の事態に於いて、勞働手段を十分に保有する事の極めて困難なる事も亦明白である。玆に於いて畜力及機具利用の合理化が行はれなくてはならない。農林省發表の農業用器具機械並共同作業場普及狀況調査によれば、動力機に於いても、作業機に於いても、戰前に比し、著るしき增加を示してゐる事がわかるのである。而かも農村について調査すれば、夫等の多くが徒らに遊休の狀態に置かれてゐるのを見るのである。その些からざる部分は、燃料の欠乏や破損に由るのであるが、大部分は利用範域が狹小なる爲めに季節的にその利用が限定せられるに由るからである。畜力についても同樣の事が言へるのであつて、農商時報及本邦農業要覽並農事統計表等によつて示される所によれば、馬については頭數の發表は行はれないが、府縣に於いては、馬と共に、又は馬に代つて、役畜としての牛の增加は極めて顯著なるものがある。然るに、帝國農會—農業經營調査書によれば、牛馬合せて、一頭當使役日數は、大經營に於いて五〇日、中經營に於いて三二・六日、小經營に於いて一二四・七日に過ぎないのである。

然らば、前述の勞力調整機動班に畜力及び動力機並作業機を動員整備せしめ、これを完全に機甲化して、耕耘、整地、播種、施肥、中耕、除草、收穫、調整、加工までの一聯の作業過程を、適時適處に於いて遂行せしむる事が望まれるのである。同時に又、移動農機具修理班も、これと併進せしめ、勞働手段の完全利用を期す可きであらう。

尙ほ動力機、作業機等高度の生產性を發揮する勞働手段の利用は、戰時特別農家に對し優先的利用を確保せしむ可きであらう。

勞働の生產性を高度に發揮せしむる爲めの、次の條件は勞働要具の合理的利用である。肥料、飼料、包裝材料、輸送要具等々、時局下極度に限定せられたる必要資材を、最も有效に活用するの方途を講ずる事である。之等資材も亦、戰時特別農家と機動機甲化勞働に對し、最も適切なる計畫の下に、集中的及重點的に、動員せられなく

てはならない。

最後に一言觸れて置かなくてはならぬのは、勞働對象たる土地についてである。土地は勞働と共に本源的生産要素を構成するものにして、その結合の上に、究極に於いて、凡ゆる生産は立つのであるから、勞働の生産性を最高度に昂揚せしめんが爲めには、土地の利用を最も合理的に行はなくてはならない。勞働の組織及運營、勞働手段、勞働要具に於けると同樣に勞働對策たる土地の利用に關しても、最高度の知識と、最高度の技術の活用が行はれなくてはならぬのである。從つて時局緊迫化が增大すると共に、愈々農業の經濟と技術に關する、最高の學理の究明とその應用が、急速的に進められなくてはならぬのである。而して土地の利用に關しても、他の事情に變化なき限り、最も優秀なる立地條件の土地より逐次に利用せらる可きものにして、利用順位の擴大は、利用集約度の增進に伴つて進められなくてはならぬ事は既に述べたる所である。斯かる合理的な利用關係に於ける、勞働力との結び付きを確保せんが爲めには、全國的な立場より見たる調整が、計畫的に運行せられなくてはならぬのである。同時に、他面に於いては、現に利用せられつゝある土地の改良を進める事により、立地條件の向上を齎らし之れに因つて、合理化が進められなくてはならないのである。農地は特に此面に於いて把握せられなくてはならぬ。(註)

(註) 田町以信男—日本の北部及び滿洲の北部地域の土壤型に就て(伊藤誠哉監修—北方農業研究 六五—六七頁)

石塚喜明氏によれば一定面積に於ける自然的養分供給能力は、低溫の地方に到るに從つて、益々小となるのであるから、他の條件を等しくする限り、同量の生産を擧げる爲めには、より一層大なる面積が要求せられる事となる。而してこの點のみから見ても、關東地方に比し、北海道は約五倍の面積が要求せられるとの事である。(註)

(註) 石塚喜明—北方農業に於ける肥料の問題(前揭書一五二頁)

斯くて立地條件を異にするに從ひ、勞働の調整を行ふに方りても、勞働量及び組織に對する要求度に差を生じ

來る事を看過してはならないのである。

三、農業形態の構造的變化

戰時農業經濟の構造約變化は、勞働構造に於ける變化を主軸として、農業形態の構造的變化を展開するのである。

その第一に注目す可きは、經營規模に於ける構造的變化でゐる。農林省—農事統計表によれば

	五反未滿	五反—一町	一町—二町	二町—三町	三町—五町	五町以上	合計
	千戸	千戸	千戸	千戸	千戸	千戸	千戸
昭和十一年	一、八九六	一、九一四	一、二六二	三三〇	一二六	七七	五、五七七
同　十二年	一、八八四	一、九〇五	一、二六二	三三八	一二五	七八	五、五七四
同　十三年	一、八六九	一、八〇六	一、三三九	三三四	一二三	七六	五、五一九
同　十四年	一、八五三	一、七九九	一、三三五	三三四	一二三	七六	五、四九一
同　十五年	一、八四三	一、七九三	一、三三三	三二二	一二〇	七六	五、四七九

本表によれば、一町未滿の農家戸數は減少し、一町乃至二町は增加し、二町以上は減少を示してゐる。五反未滿は四ヶ年間に五萬三千戸を減じ、五反乃至一町は十二萬一千戸を減じ、一町乃至二町は七萬一千戸を增し、二町乃至三町は八千戸を減じ、三町乃至五町は六千戸を減じ、五町以上は一千戸を減じたのである。而して全體に於いて約十一萬八千戸を減じてゐる。從つて離農農家の大部分は一町以下の農家によつて占められてゐるのである。而し尙ほ之等零細なる農家の比重は、大なる變化なく、農家一戸當耕作面積が少しく增加を示すに止まるのである。一町乃至二町の增加は二町以上の者の耕作面積縮少に由る部分もあるであらうが、二町以上の者の減少は一萬四千戸に過ぎないのであるから、一町以下の者の耕作面積擴大に由る部分が主たるものであらう。

尙ほ、帝國農會—農業經營調査書の個人別農業經營調査成績によれば

耕作面積(町)	〇・五—一	一—一・五	一・五—二	二—二・五	二・五—三	三—三・五	三・五—四	四以上
家族勞働日數	七〇六・三	七四八・九	八〇七・三	九六八・四	八二三・一	九一六・八	六九六・一	一、三〇四・六
雇傭勞働日數	六〇・五	一九・二	五六・三	七七・九	一六六・四	一六七・五	六一三・九	三三八・一
反當勞働日數	八三・〇	六二・五	五七・三	四四・九	三六・二	三三・一	三三・〇	三四・五

本表によれば、耕作面積の擴大に伴ひ、大體に於いて反當勞働日數は減少し、雇傭勞働日數は增加する傾向がある。たゞ本表に於いて五反乃至一町の者が、一町乃至二町の者よりも、雇傭勞働日數多きは、調査戸數二戸に過ぎざる事にも因るかも知れないのであるが、若しこれを代表農家とすれば、斯かる零細農家は、自家勞働を、自家の耕地以外に於いて使用し、自家の耕地に對する作業は、これを他に依存すると云ふが如き關係に因るとか家族數が比較的少なるに因るものであらう。

耕作面積の擴大に伴ひ、雇傭勞働への依存度は從々增大するのである。

斯かる關係が一般に妥當するものとすれば、戰時下の經營規模構造の變化は、雇傭勞働依存の農家從つて比較的規模の大なる農業形態を減少せしむると共に、勞働集約度の著るしく高き農家、從つて零細なる農業形態をば大巾に減少せしめ、家族勞働の上に確立する所の、小農形態を增大すると云ふ形相を示すものである。この構造變化も亦、勞働構造の變化を樞軸として展開せられたるものと解せられるのである。

第二に注目す可きは、土地所有關係に於ける構造的變化である。同じく農林省—農事統計表によれば

	自作農家戸數	小作農家戸數	自小作農家戸數	合計
昭和十一年	一、七三一、二九六	一、五二七、七〇一	二、二四八、六三五	五、五九七、四六五
同 十二年	一、七三二、九九七	一、五〇〇、九四四	二、二三九、八八八	五、五七四、八七九
同 十三年	一、六九五、八八四	一、四六二、二七六	二、二六一、三三〇	五、五一九、四八〇
同 十四年	一、六九九、五二六	一、四六〇、九五三	二、二三二、三五九	五、四九一、八三八
同 十五年	一、七〇四、五四七	一、四六六、八六六	二、二〇八、一五八	五、四七九、五七一

本表によれば、支那事變後四ヶ年間に、農家戸數一一七、八九四を減少したる中、自作農家は一二六、五九二戸、小作農家は五〇、八三五戸、自作兼小作農家は四〇、四六七戸を何れも減少してゐるのである。即ち小作農家の減少は最も大にして減少農家の半近くを占め、次は自小作農家で約その三分の一を占め、最も減少の少いのは自作農家でその約二割を占めてゐるのである。勿論之等の農家間には交流が行はれてゐるのであるから、小作の減少は、その自小作化、或は自作化の場合も存し、同時にその逆の場合をも含むものであるが、離農の重要なる部分が小作農によつて行はれたであらう事は推測するに難くないのである。それは小作地の返還となり、不作付地の增大を導くのである。

戰前に於いても既に、自作農家戸數も自小作農家戸數も減少の趨勢を辿りつゝあつたのであるが、小作農家戸數のみひとり增加の趨勢を辿りつゝあつたのであるから、戰爭下に於けるこの急變は特に注目す可きものがあるのである。斯かる事態に處する方策として先づ適正小作料の制定が行はれ、小作料は相當大巾に引下げられたのである。而かもその運用は、小作料の最高限度をこの適正小作料とせるため、却つて小作料に關する紛擾を激化すると云ふやうな、逆効果も之れなしとせぬやうであつた。普通の考へ方に於いては、小作側は小作料の廉きを欲し、地主側はその高きを欲するものであるが、慣習的に地方に於ける規準が成立して、小作側はこれを承認するか、小作せぬかの二者擇一の立場に立ち、實際の運營に方つては、實情に即して減免等が行はれ來つたのである。然るに動かぬと考へられてゐたものが、動くものとなり、而かも始動力が官廳によつて與へられたのであるから、小作者中に取引心理を發達せしめ、强氣の立場を利用した小作料の一層の引下げを要求し、相語つて一部不納を策し、小作地返還を以て、地主に逼る者も生じたのである。他方農村に向つて買出しの行はれたやうな地方に於いては、從來現物小作料たりしものを、小作者が一方的に公定米價に換算した金納を行ふ場合も、稀に存したやうである。勿論斯かる弊害は極めて短期間の過渡的現象に止るものかも知れない。

然し乍ら米については從來總生產の約二割六分が小作料として地主の取得分となつてゐたのであるが、その大部分は管理米として、殆んど完全に消費規整の對照となり得るものなる點を看過してはならぬのである。その數量は、總生產六千萬石として、一千二百六十萬石に上る數量である。

又、適正小作料が、最高價格制として運用せられた結果、小作者を失へる地主の中には、耕地の荒廢を怖れ、或は又土地費用負擔をいくらかでも補ふ事によつて、其損失を輕減せんとして、極めて低廉な小作料、又屢々所謂無年貢を以て、小作者を求むる者が生じ來つたのである。此事は優秀立地に於いて、比較的高率の小作料を負擔せる小作者に對しては、大なる誘惑となつたのである。その結果優秀立地を放棄して、比較的生產力の低き立地へ勞働力を流出せしむる結果を導く場合を生ぜしむるのである。之等は極めて例外的な事象に屬するやうであるが、その蔓延の虞なきを保し難いのである。適正小作料の改訂とその運用方針の改變が要望せられるのである。蓋し斯かる事態の下に於いて自作農創設を遂行せんとしても、地主の土地賣惜みや土地費用に關する制約を打破し得るであらうが、自作農たらんとする希望それ自體を、人爲的に萎靡せしむる虞なしとせず、且又農業に於いて極めて重要なる愛土の精神を、人爲的に衰頽せしむる虞なしとせぬであらう。

第三に注目す可きは、專業及兼業形態に關する構造的變化である。農林省—農事統計表によれば

	總農家		專業農家		兼業農家	
	戸數	%	戸數	%	戸數	%
昭和十一年	五、五九七、四六五	一〇〇・〇	四、一七六、四三三	七四・六	一、四二一、〇四二	二五・三
同　十二年	五、五七四、八七九	一〇〇・〇	四、一八〇、六三一	七五・〇	一、三九四、二〇七	二五・〇
同　十三年	五、五一九、四八〇	一〇〇・〇	三、七〇四、三一六	六七・一	一、八一五、一六四	三二・九
同　十四年	五、四九一、八三八	一〇〇・〇	三、七二七、二四一	六七・一	一、七六四、五九七	三二・九
同　十五年	五、四七九、五七一	一〇〇・〇	三、七三〇、九三三	六八・八	一、七〇八、五七八	三一・二

本表によれば、農家總戸數は前記の如く、一一七、八九四戸を減少し、專業農家戸數は、此間實に四〇五、四二九戸と言ふ、著るしい減少を示したるに反し、兼業農家戸數は、却つて二八七、五三五戸の增加を示してゐるのである。從つて夫々の比重は、專業農家にあつては七四・六％から六八・八％へ減少し、兼業農家にあつては二五・三％から三一・二％へ增大してゐるのである。

斯かる數字は尤より、專業、兼業の定義如何によつて必ずしも一定せるものではないし、集計の時及び方法によつて異なる所があるのである。そこで農林省が昭和十三年九月一日に施行した、全國農家一齊調査の結果について見るに

	農家總數		專業農家		兼業農家							
					農業を主とするもの		農業を從とするもの		合計			
	戸數	%	戸數	%	戸數	%	戸數	%	戸數	%
	五、四四〇、九九八	100・0	三、四八四、四七四	四五・七	一、六五四、三七〇	三〇・四	一、三〇三、一五四	二三・九	二、九五六、五二四	五四・三

更に、專業農家と農業を主とする兼業農家とを本業農家と規定し、その數は四、一三八、八四四戸、その比率は七六・一％にして、農業を從とする兼業農家を副業農家と規定し、其數は、一、三〇二、一五四戸、その比率は二三・九％なる事が示されてゐるのである。これによれば專業農家の比重は四五・七％なるに對し、兼業農家は實に五四・三％を占めてゐるのである。

更に兼業種別について夫々の戸數及びその農家總戸數に對する比率を見るに

林業		水産業		工業		商業		雇傭勞働		其他	
戸數	%	戸數	%	戸數	%	戸數	%	戸數	%	戸數	%
三三、二二七	七・八	二八、四五七	六・四	二八三、六五七	九・六	三九〇、二八七	一三・二	一、二八四、三二六	四三・四	五七八、六七〇	一九・六

之等の中、林業、水産業、工業、商業等を兼ねる農家は大體に於て富裕なる農家にして、地主階層を構成して

ゐるのであるが、雇傭勞働及び其他を兼ねたる農家は、大部分貧困なる、零細農に屬するのである。其數は百八十萬戸を超え、總農家の六割以上を占めてゐるのであつて、此數字は大體、前記の耕作規模別に於ける五反未滿の農家戸數に相當するのである。

兼業は經濟の基礎を、複數の產業活動に置くものなるが故に、個々の產業活動について見れば不安定性を免れ得ないのである。即ち夫々の產業活動に於ける收益率の變化に伴つて、產業活動は浮動性を免れ難いのである。

我國農業が、斯かる構造の上に立ち、而かも支那事變以來、兼業形態の比重を著るしく增大し來つた事は、離農戸數の顯著なる增加と密接なる關連あるものと考へられるのである。

尙ほ農林省—昭和十六年夏季調査の結果によれば、賃勞働兼業農家の內部構造は次の如き事が明らかにせられたのである。

	農業を主とする兼業農家(%)	農業を從とする兼業農家(%)
農業定雇	一・九	一・四
農業日傭季節傭	一〇・五	七・二
林業賃勞働	一二・二	九・九
大工業賃勞働	一二・一	一二・五
中小工業賃勞働	一一・七	一一・二
人夫日傭	一七・一	一五・二
交通業賃勞働	五・八	六・八
鑛業賃勞働	三・六	四・一
商業賃勞働	三・二	三・二
漁業賃勞働	二・八	六・四
家事勞働	三・三	二・六
其他賃勞働	一五・八	一九・二

計	一〇〇・〇	一〇〇・〇

これによれば、最近に於ける雇傭勞働的兼業農家の內容は、從來の如き、農家定雇、農業季節雇、農業日雇等農業雇傭勞働的兼業農家の比重の大なるものとは全然異なり、工業賃勞働的兼業農家の比重を急激に增加し來つた事がわかつたのである。戰時農業形態構造に於ける斯くの如き變化は、一面に於いて離農現象を推進すると共に、他の一面に於いては、雇傭勞働依存の比較的大規模の農業形態に對しては、その存立の基盤を崩壞せしめて、規模形態の構造を變化せしめつゝあるのである。